

小坪2丁目県有地の取得に向けた手続きを進めていきます！

※これまでの経緯などはこちらをご覧ください。
(<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/keikaku/1009268/index.html>)



小坪2丁目県有地（所在地:逗子市小坪2丁目1042-1 面積:23,646㎡）は、長期にわたり遊休化していましたが、令和5年3月に民間へ売却する意向が県から逗子市に伝えられたことにより、地元住民などから神奈川県知事宛てに民間への売却方針の再考を求める要望書と署名が提出されています。

逗子市では、この間寄せられた民意を踏まえ、一定の目的の下での市の課題解決につながる活用の可能性があると考え、説明会の開催や市民から提案を募集するなど活用に向けた検討を進めてきました。

その結果、**小坪2丁目県有地を取得して公園として活用することとし、以下の方針案をまとめました。**

本方針案に基づき、取得に向けた手続きを進めてまいります。

※小坪2丁目県有地の場所はこちらをご覧ください。
(https://www.city.zushi.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/275/press0808.pdf)



1. 活用に向けた方針案

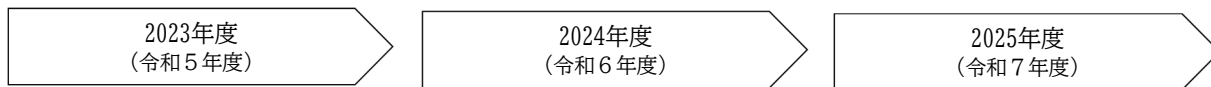
- ◆ 遊具などの整備を行わず、広く開けた土地を最大限生かして、**災害時に柔軟に対応できる公園**として整備する。
(活用例)
 - 災害時にペット同伴可能な一時避難場所
 - 災害廃棄物仮置場候補地
 - 災害時の仮設住宅建設用地 など
- ◆ 広域的な公園としての位置付けの下、平時における地元住民以外の利用や災害時の利用に必要な施設として、**駐車場及び公衆トイレの設置**をする。
- ◆ 当該地の軽易な維持管理や日常の草刈り活動など地元住民を主体とした **アダプトプログラム(里親制度)による公園の維持管理**をお願いする。

説明会では、「駐車場やトイレはいらない」とのご意見が寄せられましたが、行政目的がなく現状のまま維持する目的での用地取得は考えられません。面積からは「近隣公園」規模である当該地は、全市民の財産として、地元住民以外の方々も広く利用できるようにしていきます。

2. 取得・整備のスケジュール案

令和6年度当初予算で具体的な整備計画案の策定と当該地の安全対策費用の試算を行うための関連予算を提案し、具体的な整備計画案への市民参加手続き（市民説明会・パブリックコメント）を経て、令和7年度当初予算で当該地の取得及び公園整備にかかる関連予算を提案いたします。

本方針案に賛同を得られない又は令和6年度に行う予定の市民参加手続きにおいて市の整備計画案に賛同を得られない場合は、当該地の取得はせず、公園整備も行いません。

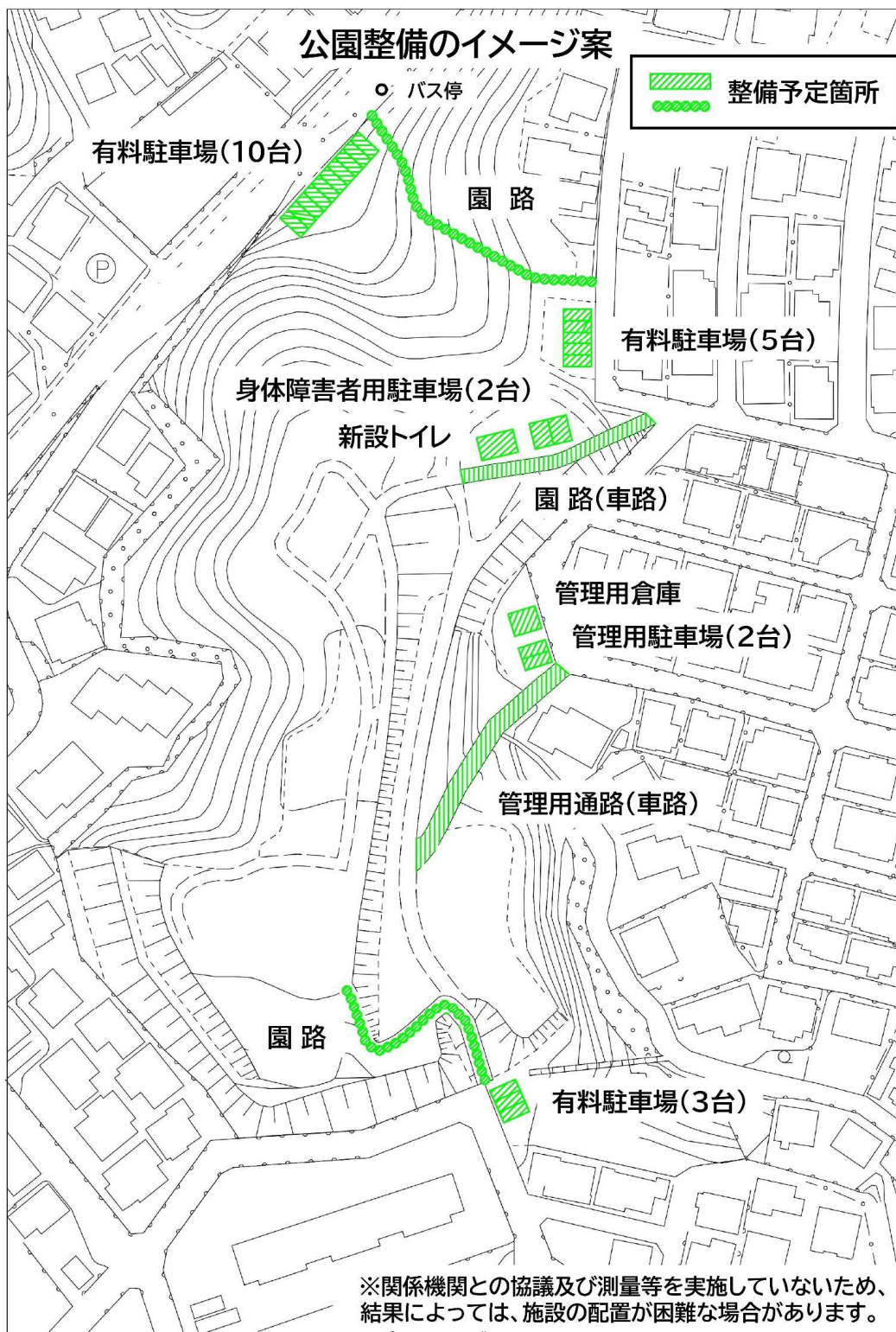


◎ 活用に向けた方針案及び当該地取得の表明（本チラシ）

- 取得に向けた関連予算（令和6年度当初予算）の提案
 - 整備計画案の策定
 - 当該地の安全対策費用の試算など
 - 整備計画案への市民参加手続き（市民説明会・パブリックコメント）
 - 取得に向けた関連予算（令和7年度当初予算）の提案
 - 当該地の取得
 - 公園整備

3. 公園整備のイメージ案

遊具などの整備を行わず、広く開けた土地を最大限生かした災害時に柔軟に対応できる公園とするとともに、広域的な公園としての位置付けの下、地元住民以外の方々も広く利用できるよう駐車場及び公衆トイレを設置する計画です。



※具体的な整備計画案は、令和6年度に行う予定の市民参加手続き（市民説明会・パブリックコメント）にてお示しいたします。

※これまでに寄せられたご意見等はこちらをご覧ください。
(<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/keikaku/1009268/1009635.html>)



お問い合わせ先

逗子市環境都市部緑政課 TEL046-873-1111 FAX046-873-4520